

日 銀 業 第 1 8 7 号
2 0 2 3 年 5 月 2 3 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」の
一部改正に関する件

今般、規程の整備を図る観点から標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2023年5月26日から実施することとしましたので、通知します（事務を変更するものではありません。）。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

○ 第1編IV.5.（3）を横線のとおり改める。

（3）振込の委任の解除および振込金相当の金額の返還等

振込事務取扱先は、（2）に定める照会によってもなお振込を処理し難い場合には、振込の委任を解除することができます。

振込事務取扱先は、振込の委任を解除した場合には、遅滞なく、~~1.（2）~~「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」3.（6）に定めるところにより、外国中央銀行等に振込金を返還してください。